

協会員に対する処分及び勧告について

平成 30 年 4 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ 岩井コスモ証券株式会社

- ・ 公表前のアナリスト・レポートに記載される情報を用いて勧誘する行為及び当該情報の不適切な取扱い

1. 事実関係

当社において、当社のアナリストが作成したアナリスト・レポートについて、下記（１）から（４）までの問題が認められた。

（１）一部の顧客に対して公表前のアナリスト・レポートに記載される情報を用いて勧誘する行為

平成 29 年 2 月から同年 3 月までの間に当社が公表したアナリスト・レポートのうち、レーティング情報として新たに最高位の A ランクを付与し、当社単独でカバレッジを開始した 6 銘柄について、勧誘等の状況を検証したところ、複数の営業員（少なくとも 6 部店、8 営業員）が、一部顧客（延べ 26 名）に対して、アナリスト・レポート公表後には株価が上昇する可能性が高いと強調するなどして、公表前の同レポートに記載される銘柄のレーティングや目標株価等の情報を用いて株式の買付けを勧誘していた。

（２）アナリスト・レポートに記載される情報の取扱いが不適切な状況

上記（１）の背景として、当社では、遅くとも平成 18 年 10 月から今回証券取引等監視委員会検査基準日（同 29 年 4 月 3 日）に至るまで長期間にわたり、アナリスト・レポートの公表前に、同レポートに記載される銘柄のレーティングや目標株価等の情報を社内放送や社内イントラネット等を通じて全営業員に伝達・周知し、営業員が顧客に当該情報を用いた勧誘を行うことを容認するなど、アナリスト・レポートに記載される情報の取扱いが極めて不適切なものとなっていた。

（３）内部管理態勢が不十分な状況

アナリスト・レポートの管理の適切性等をチェックすべき関連部署は、上記（１）の

ような不適切な勧誘が容易に行われる状態であったにもかかわらず、上記（２）の状況について問題認識を有することなく長期間にわたって容認しており、内部管理態勢は著しく杜撰なものとなっていた。

（４）経営陣による不十分な態勢整備

経営陣は、営業態勢については積極的に整備する一方、法令等遵守態勢や内部管理態勢については規制環境の変化や規制の趣旨を十分に踏まえた実効性のある態勢を整備してこなかった。

２．法令等適用

当社における上記１．のような業務運営状況は、金融商品取引法第 51 条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。

また、当社の上記１．（１）の行為及び（２）、（３）の状況は、アナリスト・レポートの情報の管理等に関し社内管理体制の整備を求める自主規制規則「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」第 3 条に、公表前アナリスト・レポートに記載される重要情報の管理の徹底を求める同規則第 8 条第 1 項第 2 号に、重要情報を利用して一部の顧客への勧誘等を行うことのないよう指導及び監督することを求める同規則第 9 条第 1 項に、それぞれ違反するものと認められる。

３．処分及び勧告の内容

以上のことから、岩井コスモ証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

（１）定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 3,000 万円

（２）定款第 29 条の規定に基づく勧告

以下の事項について、書面で報告すること。

- ① 本件の発生原因を特定し、これにより明らかとなった内容（関連する行為の全容、責任の所在及び発生原因）を踏まえ、実効性のある再発防止策を策定し、これを確実に実施・定着させること
- ② 本件は長期間にわたり経営陣を含む関係者の法令等遵守意識が希薄な中で行われたものであることに鑑み、遵守すべき法令等諸規則の意義や本質を改めて確認し、法令等遵守意識を根本的に改め、その上で、経営陣が率先して法令等遵守に取り組む姿勢を明確にし、全社的な法令等遵守意識及び健全な企業文化を構築するなど、経営管理態勢・内部管理態勢の抜本的な見直しを行うこと

4. その他

当社は、本件について、平成 29 年 12 月 19 日、業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-3667-8475）

協 会 員 の 概 要

(平 30. 4. 18)

○ 岩井コスモ証券株式会社

- ① 所 在 地 大阪府大阪市中央区今橋 1 丁目 8 番 12 号
- ② 代表者名 代表取締役会長 沖津 嘉昭
- ③ 資 本 金 135 億円
- ④ 店 舗 数 27 店舗
- ⑤ 役職員数 847 名

(注) 資本金、店舗数及び役職員数は、平成 29 年 3 月末現在。

(会員の処分等)

第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。

1 } (省 略)
2 }

3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

4 } (省 略)
12 }

- 2 本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、弁明の手続を行うものとする。
- 3 第 1 項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。
- 4 前項に規定する過怠金の額は、5 億円を上限とする。ただし、第 1 項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。
- 5 第 3 項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6 か月以内とする。
- 6 第 1 項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の 5 年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が 1 年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。
- 7 第 4 項ただし書の適用がある場合における 5 億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。
- 8 第 1 項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。
- 9 会員は、第 1 項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合、その期間中、当該会員の会員権は停止又は制限される。当該会員は、その場合においても、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。
- 10 会員は、第 1 項の処分の通知が到達した日から 10 日以内に、第 76 条の 3 に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。
- 11 第 1 項、第 2 項及び前項の手続に関し必要な事項は、「協会員に対する処分等に係る手続に関する規則」をもって定める。

(会員に対する勧告)

第 29 条 本協会は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該会員の営業若しくは財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

（処分の公表）

第 15 条 本協会は、定款第 28 条第 1 項の規定により処分を行ったときは、その旨を各協会員に通知する。

2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。

3 前項の規定に基づき公表を行う期間は、当該公表を行った日から 5 年間とする。